

平成30年度小田原市看護師等奨学金等貸付要項

1 目的

この要項は、小田原市立病院（以下「当院」という。）が平成30年度に行う小田原市看護師等奨学金等の貸付に関し必要な事項を定めます。

2 貸付の根拠

小田原市が行う看護師等奨学金等の貸付は、看護師等奨学金（以下「奨学金」という。）及び看護師等修学生活資金（以下「生活資金」という。）で、小田原市看護師等奨学金貸付条例（以下「条例」という。）及び小田原市看護師等奨学金貸付条例施行規則並びに小田原市看護師等修学生活資金貸付要綱の規定によります。

3 奨学金等の概要

当院の奨学金等の貸付の概要は、次のとおりです。

(1) 奨学金

区 分	月額5万円	月額8万円
対 象	看護師養成施設に在学する者で、次のすべての要件に該当する者 ① 昭和53年4月2日以降に生まれたもの ② 成績が優れ、性行が正しく、身体が健康であること。 ③ 看護師養成施設を卒業後（看護師課程終了後）に看護師として、当院に勤務する意思があること。	助産師養成施設に在学する者で、次のすべての要件に該当する者 ① 昭和53年4月2日以降に生まれたもの ② 成績が優れ、性行が正しく、身体が健康であること。 ③ 助産師養成施設を卒業後（助産師課程終了後）に助産師として、当院に勤務する意思があること。
貸付期間	奨学生として決定を受けた月から養成施設を卒業する月まで	
返還及びその期間	貸付をした全期間に相当する期間、当院に勤務することで全額返還免除	

(2) 生活資金

貸付金額	月額3万円
対 象	奨学金の貸付を受けている者で希望する者
貸付期間	奨学金の貸付を受けている期間
返還及びその期間	当院への就職の有無に係わらず返還が必要です。ただし、看護師等養成施設卒業後、奨学金の貸付を受けていた期間の2倍の期間内（無利子）での返済となります。

4 貸付予定人員

平成30年度の奨学金の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）の人数は、次のとおりです（人数には継続して貸付を受ける奨学生を含んでいます。）。

学校区分	採用学年（括弧内は看護大学における学年）	予定人数
看護大学（看護師科課程を含む。）、看護短大及び看護専門学校	1年生（1年生及び2年生）	15名
	2年生（3年生）	20名
	3年生（4年生）	30名
助産師養成施設又は助産師課程の在籍者	1年生	5名

5 採用選考

新たに採用する奨学生を決定するために、次のとおり採用選考を行います。

申込資格	選考日時	区分	人数
看護師等養成施設（看護大学・看護短大・専門学校）に在学している者	平成30年5月13日（日） 午前9時から	1年生（※1）	15名
		2年生（※2）	8名
		3年生（※3）	15名
		助産師養成施設（課程）	4名

※1 大学生の1、2年次を含む。

※2 大学生の3年次を含む。

※3 大学生の4年次（助産師課程を除く。）を含む。

6 選考の方法

採用選考は、次の方法で行います。

- (1) 書類選考 申込書及び志望理由書による審査
- (2) 小論文及び面接 申込者を対象に指定した日に行う。

7 最終合格者の決定及び発表

選考の結果について総合的な判定を行い合格者を決定し、その合否については、申込者全員に文書で通知します。

8 手続等

- (1) 申込方法

所定の申込書（写真貼付）に次の書類を添付して、小田原市立病院経営管理課総

務係（本館2階）へ直接持参し、又は郵送により提出してください。

ア 志望理由書

イ 在学証明書

ウ 成績証明書

(2) 受付の期限等

ア 申込期限

平成30年4月27日（金）まで

※ 郵送の場合には、書類は申込期限に必着をお願いします。

※ 持参の場合には、土・日曜日又は祝日は受付を行いません。

イ 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

9 その他

(1) 当院の職員としての採用に当たっては、別途採用試験を受験することとなります。

採用試験の結果、不合格となり、当院に就職できない場合は、奨学金は、返還していただくこととなりますことを御了承ください。

(2) 奨学生として決定した者が、学業成績の不良により次の学年に進級できないとき、又は卒業することができないときは、奨学金の貸付を廃止し、貸付を受けた金額に相当する額を返還していただきます。

(3) 平成30年4月分からの支給となります。

10 問い合わせ先

〒250-8558 神奈川県小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課総務係

☎0465-34-3175 内線3602